

厚生労働省発開 1225 第 1 号

令和 6 年 12 月 25 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条第一項第一号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令案要綱

職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 職業能力開発促進法施行規則の一部改正

一 技能検定の職種を追加及び等級の区分

技能検定の職種にシャッター施工を追加するとともに、その等級を一級、二級及び三級に区分すること。

二 技能検定の実技試験の実施方法

シャッター施工について、技能検定の実技試験の実施方法を製作等作業試験及び判断等試験のうち、いずれか一以上のものとする。

第二 職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正

一 指定試験機関の指定

シャッター施工の技能検定試験に関する業務の全部又は一部を行わせることができる者として一般社団法人日本シャッター・ドア協会を指定すること。

二 その他所要の改正を行うこと。

第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。